

平成24年8月30日

学生及び教職員の皆さんへ

公立大学法人山口県立大学
理事長 江 里 健 輔

ハラスメント事案の公表について

「公立大学法人山口県立大学ハラスメントの防止及び対策に関する規則」第18条第2項の規定に基づき、下記のとおり公表します。

記

1 経過

平成24年2月14日、アンチ・ハラスメント委員会（以下「委員会」という。）の相談員に対し、被害者とされる学生から、加害者とされる教員（以下「加害者」という。）の「教員と学生の関係を利用した」セクシャルハラスメント、パワーハラスメントに当たる行為等により不当な圧力を受けた旨の相談が寄せられました。

2 委員会の措置

平成24年7月27日、委員会は、当該事案をハラスメントに該当する行為に当たると判断し、理事長に対して、加害者に対ししかるべき制裁措置を講じるとともに、ハラスメント行為の再発防止措置を講じるよう勧告しました。

3 理事長の措置

委員会の勧告を踏まえ、平成24年8月30日、理事長は、加害者に対し停職6月の懲戒処分を行うことを決定いたしました。また、今後、委員会と連携して、教職員に対してハラスメントの防止に関する意識啓発を図ることとしています。

理事長コメント

皆さんには、まずもって、本学の名誉と信用を失墜する事案が発生しましたことを深くお詫び申し上げます。

本学では、学生は、勉学に励むとともに、地域貢献活動、ボランティア活動、国際交流やサークル活動にも精力的に取り組んでおり、また、教員も、将来を担う人材を育成するため熱心に指導に当たるとともに、専門分野の研鑽・研究に励み、地域への還元に取り組んでいます。

このように、大学が一丸となって本学の存在価値を高めるべく努力している中で、教員としての自覚を欠き自分本位な行動を繰り返した教員の言動は、皆さんの努力を無にするものであり、私も、強い憤りを感じますとともに、心の底から無念でたまりません。

傷ついた本学の名誉と信用を回復することはたやすいことではありません。

私自身、心を引き締め、二度とこのようなことが起こらないよう努め、再び、元氣な大学、明るいキャンパスを創るために、率先して精進いたしますので、皆さんも心を一つに、力を合わせて取り組んでいただきますようお願い申し上げます。